

6月期 定例窓口報告

緊急事態に対する対応、これであるのか？



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 4262
22年7月1日(金)
Tel・Fax 095-828-1953

おはようございます。
郵政ユニオンと会社は各職場で、毎月「定例窓口」というコミュニケーションツールに基づき交渉を行っています。
長中局支部と長中局の間では、まず局から
1, 前月の超勤状況
2, 郵便物などの滞留状況(持ち戻りの未配達数・要因など)
3, 組合からの要求・要請に対する回答・説明
4, その他
次に組合から、職場環境や労働に関する問題を要求・要請するという流れで行っています。
6月の定例窓口での主なやり取りを報告します。
先月の組合からの申し入れ
「第一集配営業部4班の受け持ちエリアで秋に竣工する大型再開発ビル

日本郵便と長崎中央局の新型コロナウイルス感染防止に関する対応

○新型コロナウイルス感染防止に関する情報誌 Vol.15
日本郵便が定めた感染防止対策

項目	対策内容
意見交換会、懇親会等	・社内の会議・研修後に行う意見交換会・懇親会は禁止。 ・私的な飲食(社員間を含む)は、少人数、短時間であれば制限しない。なお、その場合においても、感染に注意し、感染した場合の業務への影響等、リスクを慎重に判断して行動すること。(一部略)

○コロナ対策緊急事態(宣言)

①～③略
④食事及び喫煙時は他者と距離を取り、絶対に会話しない。
⑤同居の家族以外との会食はなるべく慎む。
⑥県外への不要不急の外出はしない。

2022年6月6日 長崎中央郵便局長

に伴う業務量増加に対する対応」について。
(回答) 4班の受け持ちエリアの一部を他班に移行させることの検討など、部全体で対応を考えている。
その他の項では、
○支部機関紙「未来」4253号に掲載した「本社ドラレコ指導に関連した局長の発言はバラハラではないか」との支
部の抗議について
(長中局) 本社ドラレコは、安全な業務運行遂行のため運用されているものである。安全運転のために一定のレベルに達



してほしいと思うものであり、バラハラには当たらないと考えている
(支部) 考えは一定の理解はできる。が、組合は本人がハラコメントと感じれば、全てハラコメントと考えている。時間指定の順守など慌てなければならぬ業務状況を顧みず、点数を上げると指導するだけだと「遂行不可能なこと強要」に当たると考える。
○「未来」4258号の紙面で、6月6日に長中局から出された「コロナ対策緊急事態(宣言)」が解除されたのかどうか分からない、と指摘した件について
(長中局) 組合の指摘を受けて社員宛にお詫びと説明の文書を出した。緊急事態は現在(20日)もまだ発出中。
(支部) 6月3日に本社が発出した文書では「私的な飲食は、少人数短時間であれば制限しない」とあり、緊急事態の
⑤「同居の家族以外との会食はなるべく慎む」と矛盾するのではないかと指摘。
(長中局) 本社発出文書が基本であり、長中局の「緊急事態」はお願いである。
これには非常に違和感があります。長中局の「緊急事態」が発出されたのは、5人の感染者が報告され緊張が走っていた時期です。当初は16日までだと聞いていたし、支部としても活動を制限しました。
その後が問題です。20日の時点では感染者もなく、解除できたはずですが、今、解除できないのならば、いつ解除出来るかという事になります。
また、「お願い」なら聞かなくても良いのかと聞かなくとも良いのかと聞かれます。
万が一、次に同様の危機が来た場合にも「お願い」をするのでしょうか。それで行動を自制させることはできるのでしようか。今後の見通しを示してほしいと思います。

